

平成 29 年 5 月 20 日開催
(午後 1 時～3 時 50 分)
戸塚公会堂 (戸塚センター内 3 階)

「第 18 回定期総会議事(速記)録」

(主要内容：代表挨拶並びに顧問弁護士総括及び質疑応答)

私たちの墓地を守る会

1. 開会挨拶

・澤田司会

私たちの墓地を守る会総会をただ今より開催いたします。はじめに佐伯代表よりご挨拶をお願いします。

2. 代表挨拶

・佐伯代表

本日はお集まりいただきましてありがとうございます。代表をしております佐伯です。5 月ですけれども暑いところお越しいただきましてありがとうございました、と言わなきゃいけないぐらい今日は夏日になっているのですが、この会場は多分空調も効いておりますので、熱中症になるということはないかと思いますが、十分水分を採って参加していただきたいと思っております。

今回の 18 回を迎えた定期総会ですけれども、これまで私も昨年もそうですが代表になってからどうも同じようなことを繰り返して、早く清算を結了して受け皿法人のほうに移行して正常化をしてほしい、今年こそは大丈夫、何とか今年は山場としたいというふうなことを言い続けてきてどうもオオカミ少年みたいな話だったのですが、今年はですね、非常に重要な総会になるかと思えます。案内の中にもありましたけれども、ようやく清算人のほうも我々のほうの要求を受け入れるような形で、新しい受け皿法人を作ってそこに移行し清算を結了したい、正常化したいということに前回の総会のあと今年の 1 月にそのような方向性を出してきました。これも皆さん方の力添えの結果だというふうに思っております。その詳しい内容につきましては顧問のほうから後ほど詳しく説明していただきたいと思いますが、本当にこの長くこのずっと我々のほうは早く再生して受け皿法人に移行しろということを書いてきたわけですが、なかなかそれを実現できなかったわけです。ようやく清算人のほうが重い腰を上げて、新しいこの受け皿法人を作ることまでなってきました。清算人のほうの説明によると、早ければもう来年の春にはですね、移行したいというふうなぐらいのことになってきましたので、この総会のあと、この 1 年というのが非常に大事な時になってきたかというふうに思います。

そういうことで私のほうから今日お集まりの皆さん方にこの総会においてお願いしたいことが幾つかありますので、その点をお話ししまして挨拶にしたいと思いますけれども。受け皿を作って、清算人のほうで受け皿法人を作って移行するというふうなことです。やはり我々のほうの建墓者のほうの利益あるいは意向というものを十分踏まえた受け皿でなければ、また同じことの繰り返しになってしまうということがありますので、これからどういう受け皿を作っていくのかということについて、皆さん方の意見を出していただき、我々もそれを参考にして清算人のほうに要求していかなくちゃいけないという、非常に大事な時期に来ているというふうなことで、今日の総会の中では皆さん方の意見を、率直な意見を出していただきたいというふうに思っております。

もう一つはそういう大事な時期に来ているという中で我々役員のほうも、最初から役員をやっておられた竹澤幹事いろいろ都合があってお辞めになったとか、あるいは小林副代表も大病されるとか、いろいろ役員のほうもですね、高齢化も進んで、また体力も衰えてきているというふうな中で、こういう大事な正念場に来ておりますので、これも後ほどお願いすることになるわけですが、是非役員に参加してこの歴史的な時期に活動に

参加していただきたいということが二つ目のお願いになります。

最後ですけれども今日そういう大事な総会でございますので活発な意見を出していただき、あるいは注文を出していただいて成功裏にこの総会を終わらせたいというふうに思っておりますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。以上で挨拶を終わります。

3. 議長選出

・澤田司会

ありがとうございました。それでは次に議長選出に移りたいと思います。小林副代表にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(拍手・承認)

4. 議 事

・小林議長→副代表を仰せつかっています小林です。それでは議事の 28 年度活動報告でございますが、はじめに小花顧問弁護士さん、それから引き続き黒澤顧問弁護士さんに年間の総括、報告、あるいは課題がありましたらお話をさせていただきます。そのあと議案書に沿って高森副代表のほうからお話をさせていただきたいと思っております。では初めに小花先生よろしくお願いいたします。

1) 28 年度活動報告

・小花顧問

皆さんこんにちは。ただいまご紹介いただきました弁護士の小花と申します。昨年からです、顧問に就任いたしましたして、昨年までは稲生顧問が毎年出席していたと思いますが今や名誉顧問になりまして、同じ横浜みなみ法律事務所という事務所で弁護士をしております。昨年から顧問に就任して 1 年間活動して参りましたので、この 1 年の活動等について説明したいと思います。それでは平成 28 年度の総括と課題を報告いたします。

まずこの 1 年間の活動の中で要請などかなり行なって参りましたが、その点についてどのようなことをやってきたのかというところについて、まずご説明します。昨年の 5 月 14 日に第 17 回の定期総会が開催されましたが、まずその際の状況についてごくごく簡単に確認したいと思います、主な状況としましては横浜信用金庫に対する負債債務が元々 3 億円ということによっておったと思いますが、それに対する遅延損害金、支払等が遅れたことに対する損害金、利息みたいなものですが、それが 1 億 1000 万円増えてしまって、3 億円から 1 億 1000 万増えて 4 億 1000 万ですかね、になってしまって毎月約 450 万円ずつ返済しなければいけなくなったということが決まりました。というのが主な状況だったというふうに言えるのではないかなと思います。今後じゃあどうなっていくのかというところについては、正直ですね、今後の清算計画というものについてはほとんどめどが立っていないというような状況で、先行きが不透明なままの状況だったのが昨年の状況だったのではないかと思います。

そういった昨年の総会の状況を踏まえてですね、昨年の総会後に初めて行なわれた 7 月 8 日の再生協議会、横浜市と三浦市、清算人と私たち守る会の再生協議会とあと裁判所での審尋の場で、定期総会での決議いたしました、その決議の内容を反映した形の上申書を提出いたしました。

一緒に提出した上申書について今、後ろのスクリーンで映っていますけれども、ちょっと字が細かいので読むのが難しいと思います、これを全部読み上げていたら時間が無くなりますので簡単にどんな内容の上申書を提出したかというところについてご説明します。

まず新たな管理費や一時負担金などの徴収が必要ないということについて要請をしております。これは要するに横浜信金の債務が 1 億 1000 万円増えたということで清算人のほうの考えとして一時負担金とかですね、新たな管理費を課すというような話も少し出ていたところでありますので、その点についてくぎを刺したというような内容になっています。二つ目としましては清算事務の促進をしろと、受け皿法人探しを同時に行なって現在

想定している承継条件、受け皿法人に受け渡す条件ですね、そういったものを建墓者に開示をして守る会としても、受け皿法人こういう法人があるのではないかということについて紹介するので、そういった候補も含めて直ちに協議を開始すべきだということを上申しています。三つ目としましては清算事務についての執行体制を強化せよということ、四つ目としてはその課題、現状の課題を整理して今後その課題について、いつまでに課題をクリアするということについてロードマップ、行程表を作りなさいと、そういったことをやらないとこのままだったらと清算が続くのではないのですか、ということについて上申した内容となっております。

そういったものを提出しまして、その後も当然再生協議会、裁判所での審尋は続いていくわけですが、こちらが要請していてもなかなか清算人が進めないのではないかと、清算人に対するアプローチとしては弱いのではないかとということで、守る会からも積極的にそのこちらの要請したロードマップとかですね、受け皿法人の候補について積極的に検討してですね、一覧表やロードマップの案を作成、清算人に提出して要請を行なっていました。本日の議案書の3ページに提出した書類の一覧表といいますか、提出した書類の項目とかタイトルが載っておりますけれども、清算終了までの課題に基づくロードマップ作成の要請ということで、去年6月14日付で提出しております。また清算業務早期終了に向けた実務者協議実施の要請と、それに添付した受け皿法人基本理念と受け皿法人選定基準案、受け皿法人検討候補一覧表、受け皿法人検討時提示必要事項、そういったものをこれは12月21日に提出しておりますが、そういったものについて積極的に提出して清算人の業務を円滑に促進するというように促していたことになります。

それぞれの内容についてちょっと簡単にご説明しますが、まずこの清算終了までの課題に基づくロードマップ作成の要請ということで、それに添付してですね、こちらのほうで作った行程表の案ですね、今、後ろのスクリーンに映していますがカラフルですが字はかなり細かいのでこれも読めないと思いますが、こういう形で課題をそれぞれ提示していついつまでにこの課題については終了するというようなところで記載をして、こういう形でロードマップを作ればそれに沿ってですね、清算業務を進めていけるのではないかとということで、こういった案を作りなさいよということで要請をしました。

次に、清算業務早期終了に向けた実務者協議実施の要請というものを提出しておりますが、これは12月21日付になりますがこれはですね、平成28年10月14日に再生協議会と審尋が行なわれましたがその場で清算人からですね、受け皿法人について検討を進めていると、そういった話がありましたので、それは当然こちらのほうとしても歓迎すべきことですので、それに協力しますという意向を伝えまして、その検討するに当たって参考になる公益財団法人をピックアップして、一覧化してそれを清算人に提案すると、検討するに際してはこういった法人がありますよと、それを検討の際の資料として役立ててほしいという提案をしました。これが受け皿法人の検討候補一覧表という形で提出しております。こういう形でいろいろな公益法人、日本厚生会とか相模メモリアルパークとか、そういったものがありますよということで提案しております。

また受け皿法人選定するに当たってですね、無選別で選定されてしまっても当然困りますので、日本墓園の二の舞になってしまっても元も子もありませんので、受け皿法人として有しているべき基本理念ですね、とかあと受け皿法人として選定する際の基準ですね、こういった観点で選ぶべきではないかということについてこちらの案を作成して提案しております。それも平成28年12月21日に一緒に提出しております、受け皿法人基本理念とあと受け皿法人選定基準案というものになります。こちらにも概要を簡単に説明しますが、求める基本理念としましては、財団法人日本墓園の認可取り消しによって横浜霊園、三浦海岸公園墓地がたどったこれまでの長く厳しい歴史があったと、建墓者がこれによってこうむった困惑をしっかりと認識し、健全な経営と良好な管理に努め、墓地の真の再生を誓うべきこと、ということですか、あと建墓者、埋葬者を敬ってその権利と利益を順守する、経営管理の情報を常に公開し美しく健全な墓地となるよう維持管理改善を永続的に実施すること、三つ目としましては事業に当たっては社会正義と公正公明を旨として関係法律を順守して行なう、そういった基本

理念を掲げておりまして、こういった基本理念に賛同していただける受け皿法人を選定すべきであるということをや要請しております。あと具体的な選定基準案としましては、今の永代管理証書の約定、永代管理証書に書いてある約束事ですね、それをそのまま承継すべきであると、現状の年次管理料を維持することとかですね、あと墓石の工事については指定業者ではなくて建墓者の希望業者によって施工できるようにすべきだということとかですね、あと危険個所の是正工事を計画的に行なうべきであるということについて要請しております、その工事についても建墓者に負担を求めない、新たな負担を求めないと、そういったことを選定の基準にすべきであるということをや要請して参りました。そういう形でこちらのほうでもいろいろと条件とかあと具体的な法人とかですね、そういったことを提示して要請を行なってきたということになりますが、これに対してですね、清算人のほうから横浜と三浦について具体的な提案がようやくなされたというのが、今年平成 29 年の 1 月 27 日の再生協議会とあと審尋の場でした。

今までお話しして参りましたように守る会のほうではですね、既に墓園を運営している公益法人、公益財団法人について受け皿法人になってもらおうと、今ある法人に引き継ぐということを念頭に置いて提案して要請をしてきたという形になりますが、先ほど佐伯代表のほうからもお話ありましたし今回の議案書にも書いてありますが、この再生協議会の場で清算人から提案されたのは、清算人が中心となって手続きをして新たな受け皿法人を設立すると、その新たな法人に引き継がせると、そういったことが提案されました。その理由としましてはですね、現在墓園を運営している法人に受け皿法人になってもらおうということもありますが、実質的にその石材店とかが営利目的とか営利優先で運営しているような法人では今までの日本墓園のような二の舞になってしまう可能性が高いと。永続性継続性とか公益性を備えて利用者を優先してくれる法人でなければならないということが清算人も考えていると。今回その鹿児島霊園のほうでは新生田上霊園というところに引き継いでもらうことになっておりますが、その新生田上霊園の運営が、利用者のためになされているということで非常に参考になったようです。清算人からすればそれが理想形ということで、同じような法人に引き継いでもらいたいというふうに考えているようですけれども、横浜三浦で現状そういった法人に引き継いでもらえるような法人が見当たらないと、探すのがなかなか難しいということで、そうであれば自分たちで新しい法人を立ち上げてそこに引き継いでもらうということが一番現実的ではないかと。そのノウハウ等についてはその新生田上霊園の方たち、運営している方たちが全面的に協力してもらえるとということで、神奈川県の方もそういう形で法人を新しく立ち上げてやるということについても可能だということをや述べているので、この方法であれば平成 30 年の春、ちょうど 1 年後ぐらいですかね、最短の場合ですが、そういった形で移行できるのではないかとというふうなふうに思っていて、是非守る会にもこの提案について了承していただきたいということで、清算人のほうから具体的な提案がようやくなされたという形になっています。

この提案について私たち守る会のほうでどう評価しているかということですが、当然この間守る会のほうとして切望してきましたですね、墓地経営の受け皿法人への早期移譲とか真の意味での墓地再生に着手できる可能性が非常に高いと、十分にあるということで評価できるのではないかとというふうに考えております。そういった意味では新法人設立の手続きとですね、早期移譲について速やかに行われるように可能な限りで協力をしていきたいというふうに考えております。ただ、当然手放しに喜べるものではないというのも他方であるのではないかなというふうに思っていて、やはりその新法人設立して引き継がせるに当たって建墓者の皆様にとっても大きな関心事とかの問題点としまして、大きく分けて三つあるのかなというふうに思っていて、当然その理事とか評議員がどうなるのか、その財団法人日本墓園の理事とか評議員がそのまま務めるのであれば当然今まで元に戻ってしまうということで意味ありませんので、その辺がどうなるのかという問題ですとか、あと年次管理料ですね、今の条件がどういう形で引き継がれるのかということとかですね、あと指定石材店、今、渚石材ですかね、その指定石材店がどうなるのかとか、そういったところについてやはり建墓者の皆様としても気にな

るところなのかなというふうに思いますし、こちらのほうとしてもそういった問題があるということで意識をしておりますので、その点についてこちらのほうでも清算人に対してですね、要請として新財団法人設立の提案に関する要請ということで、29年の2月28日付で作成をして清算人と裁判所に提出をするという形で活動をしてきました。

その内容について簡単にこれも説明しますが、先ほど申し上げました一つ目、人事の問題ですね、どういう役員が就くのかということについて、当然財団法人として設立の認可が取り消されるということで、平成11年3月に取り消されたわけですが、それ以前にやっぱり理事とか評議員として経営にかかわってきた人間を再び理事とか評議員にさせては意味ないので、それについては新財団法人には就任させないと、就任することは容認できません、それは必須条件だということを伝えております。また先ほどご説明したその守る会が作った、受け皿法人基本理念と受け皿法人選定基準案というものについても、やはり新財団法人であっても基本的にはそのまま該当するというふうに思いますので、それについても順守するというので要請をしました。その中で永代管理証書の約定を承継しなさいよとか、年次管理料についてそのまま維持しなさいよということを求めていますので、これを守るように要請をしております。あと先ほどのもう一つの問題点としてその石材店の問題についても、先ほどご説明しましたように墓石工事については建墓者の希望する業者によって施工できるものとしなさいということで要請していますので、それも引き続き今回の要請文でも述べていくという形になっています。そのほかにも危険個所の是正とかをやって計画的にやっていくべきであるということとかについても求めているということになります。

これに対してこういった守る会の要請に対してはですね、清算人のほうからは29年の3月18日付でご連絡という形で回答が来ています。その要請書のご意見は具体的に書かれていまして分かりやすい内容になっていますと、日本墓園では傾聴すべきご指摘が多く含まれているものと受け止め参考にさせていただいていますという内容の回答になっています。ちょっと、もうちょっとははっきり述べてほしいところではありますが、前向きに受け止めてもらっているとの内容の回答だというふうに受け止めています。再生協議会の場合でも、その指定石材店方式については中止する方向で考えているということとかですね、年次管理料を引上たり、利用者に新たに負担を課すというようなことについては今考えていないというような回答も清算人はしておりますので、基本路線としましては早期実現のために守る会としては協力をしていきつつ、とはいえやはり油断はできないと思いますので十分に注意を払って必要に応じて要請とか、清算人とか各監督官庁に要請を行なっていくということが必要になってくるのではないかなと思っています。

あと鹿児島霊園とか清水公園墓地について今どうなっているかということを簡単にご報告しますが、議案書の2ページに多分活動報告で鹿児島霊園については29年4月ですかね、には移転登記の手続きが済む見通しであるということで清算人が述べたと書いてありますが、つい先日行われた再生協議会では、ちょっとその登記の問題があってまだ移転登記までは済んでいないということのようです。ただ登記だけが済んでないだけで夏頃には終わる予定という報告がありました。清水についても当初の予定どおり今年中、年内には清算を結了する予定であるという報告がありましたので、今年中には鹿児島と清水については清算が終わって切り離しがされるということになるのではないかなというふうに思います。残るは横浜と三浦という形になると思います。

最後にまとめですが、今ご説明してきましたとおりこの1年間私たちのほうでは清算の早期結了ということ、受け皿法人への早期移譲ということを求めてロードマップ案の作成とか、受け皿法人候補の一覧の作成ということで時期に応じて清算人の業務を促す方向で要請を行なって参りました。清算人がここに来て、ようやく動き出したというような背景にはですね、鹿児島とか清水の霊園のめどが立ったということとか、そこで得た経験とかというのも他方で大きいとは思いますが、やはり守る会のほうとして様々な角度で具体的な要請を行なっていったと、それを何度も何度も繰り返してきたということが大きいのではないかなと、清算人にとってもかな

りプレッシャーになってきていたのではないかなというふうに思います。最初にお話ししましたとおり、今年の総会では本当に先が全く見えなかったというような状況でしたけれども、清算人のほうがようやく動き出して18年経過してやっと先が少し見え始めたかなというような状況で、大きな動きがあったのがこの1年間だったのではないかなというふうに思います。今後ですね、どのような手続き、どのような流れで新法人が設立されて引き継がれていくのかと、その手続きに守る会としてどうやってかわっていくのか、どんな要請をしていくのかという点についてはこのあと黒澤顧問のほうからご説明がありますのでそちらに譲りますが、ここで新法人設立がまた滞るということになってしまえば、またあの先の見えない状況に戻ってしまうということになってしまいますので、そういったことがないように守る会としまして新法人設立に向けて協力をしつつ、その中で建墓者の利益が害されることがないようにしっかりと話をしていくというのが今後の役割であって課題ではないかなというふうに思っております。先ほど佐伯代表からもありましたとおり、この1年間やはり大事な時期が、本当に大事な時期になるかなというふうに思いますので、気を引き締めて活動していきたいと思います。私からは以上になります。ありがとうございました。

・小林議長

小花先生ありがとうございました。では引き続き黒澤顧問弁護士先生のほうから、公益法人移行の説明のほうをお願いいたします。

・黒澤顧問

皆さんこんにちは。今ご紹介いただきました弁護士の黒澤です。昨年顧問として選出していただきましたがちょっと昨年は参加できませんでしたので、今日が初めましてという方が多いと思います。今後ともよろしくお願いいたします。私のほうでは今小花顧問のほうからお話がありました新法人がどういうふうに設立されていくのか、そういう経過を今清算人のほうから受けている説明と、それから一般的な法的な手続きというのを混ぜながらお話しします。留意点はですね、これはあくまで希望的な流れを説明するものなので、すごく順調に行けば今言ったような来年の春にはこういった手続きを終えて全体が終わる、そしてその新しい法人に健全な経営が引き継がれる可能性があるということになります。ただ、そう行かない可能性があるという部分も内容の中で少しご説明いたします。

まずですね、皆さん、公益財団法人というもの、それから一般財団法人というもの、言葉が出てきていますけれども、今回はですね、墓地の経営をしないといけないので最終的には公益財団法人をきちんと作って、そこに経営をきちんと引き継がないといけないということになります。流れとして今後予定されるのは、まず一般財団法人というのを先に作ります。これは卵のようなものです。そのあとこの一般財団法人が公益認定というのを受けると格上げされて卵がニワトリになると、こういう関係です。まずその一般財団法人を作るためには、清算人のほうでこういうことをやらないといけない。定款をまずしっかり作る、その認証を受ける、この定款というのが先ほど小花顧問からいろいろ出てきているところで、この団体の目的になりますから非常に重要な点です。それからそこに財産を拠出する、これは基本的に今回日本墓園が持っている財産というのをいずれ引き継ぐことになるので、手続き上はこういうものがどこかで必要になってくる。それから設立手続きの調査、その内容がチェックを受けてですね、きちんと理事幹事のほうで内容が正しいかどうかを調査して、最終的に登記を受けると一般財団法人というのが一応できます。これが法律上の普通の流れなのですが、今回はこの卵を作って一気にニワトリまで、公益財団のところまで一気にやろうとしていますので、この辺りの通常の流れをどういう形で進めていくかというのを神奈川県と協力しながら進めることになります。

まずノーマルな流れはこういうことです。1枚めくってください。その上で本来やるべき流れは先ほどの一般財団法人というのを作りまして、そこに公益認定申請、公益のお墨付きをもらうという手続きですね、そうする

とようやく公益財団法人になります。一応そういうことで、話は進んでいきますが、2 番目はもうさっき出てきたのでカットして次へ進んでください。先ほどの公益認定申請というのは先ほど卵の状態一般財団法人が作られましたら、今度は民間有識者が入った公益認定等委員会、ここの意見をきちんともらって行政庁が認定することになります。重要なのは、この公益認定等委員会の審査、ここできちんとした公益認定基準というのに適合しているかどうかを見て行きます。公益認定基準に適合しているかというのは法律でいろいろ詳しく書いてあるのですが、要するに公益の目的、今回だったらこの墓園の経営ですね、健全経営でしかも永続性をきちんと保って皆さんの今後のお墓が心配ないように永続的に経営されないといけない、そういった目的に沿ってきちんとした能力があるか体制ができていくかという点が、この公益認定委員会のほうでは問題にされることになります。一応これがざっと流れになります。

1 枚めくってください。そうしますと以上の手続きに対して守る会が何を言っていくかという点なのですが、この公益認定に関連して、先ほど出てきた受け皿法人基本理念、要するにどういう墓地をどういう形で経営していくべきなのか、これ以上建墓者に負担を与えないようにきちんとやっていかなきゃいけない、こういったところを、我々のほうは厳しく求めていくことになります。そして受け皿法人選定基準、これは管理料値上げするなとかいろんなところありました、要するに公益性を保って健全に経営するためにはこれ以上負担掛けないことが重要だと思いますので、こういった公益認定の手続きの中にも絡ませながらですね、我々のほうは意見を上げていくことになります。今までは裁判所であるとか再生協議会というところで話し合いをしていまして、こういった話はですね、今度は神奈川県の方でいろいろこういう手続きを進めて行くに際して我々のほうではですね、意見をどんどん出していくことになります。我々の意見を無視すればどうなるか、我々は厳しい意見を行政にも言っていきます。そういったことで、新しく財団法人を作る際にも建墓者、守る会の立場というのをきちんと尊重させるようにけん制し続けると、こういう構えで行きたいということになります。特にその中で言っていきたいことというのは、理念とかね、基準はまあある程度理解を示しますと今清算人のほうでは言っています。さらに重要なのは、やはり財団の定款、定款がどういう内容になっているか、ここでやはり危険個所の是正とか違反箇所の是正なんていうことで工事にお金が掛かる、じゃあ管理費値上げしようかな、なんていう話が出てこないように、きちんと我々のほうの立場は定款の中で基本的に建墓者を尊重しながらきちんとやっていくということは明記してもらいたい。それから重要なのは現実的にはですね、どんな人が理事になってくるのか、評議員になってくるのかというのが重要です。ここを先回りして先ほどかつて日本墓園の平成 11 年取り消しのときの理事評議員なんてとんでもないと、こういう話をしています。こういった中の人選が、適切に行なわれるようにチェックしていく。それからそういった駄目な人を外すというだけじゃなくて、今後の墓地経営をきちんとやっていく上では、やはりそういった経験を有する有識者の方であるとか、あるいは税務会計に明るい方であるとか、あるいは法的な知識を持った方、いろんな有識者なんかを入れながらですね、財団がきちんと適切に経営されるようにしていかないといけない。こういったところを守る会としては力強く押し出していくことになると思います。

1 枚めくってください。今のはですね、財団、公益財団法人を作っていく手続きとその中で守る会が何を言っていくかというお話でした。次に、清算人のほうで受け皿法人に引き継ぐためには、もう一つ大きなハードルがあります。それが、墓理法上の許可、要するに墓地の経営の許可を、きちんと新しい法人が取っていかないといけないんですね。もう既に墓地はあるのですがそれを継承する場合どういうことが必要か、まず一番荒っぽいお話をします。まず今回三浦と横浜二つ出てきますが三浦の場合はですね、横浜市の場合より簡単な手続きでできます。継承の場合はですね、新しく作る場合の手続きを省略できる規定がたくさんあるのですね。だから三浦市の場合はあんまり問題なく墓地経営の継承はそのまま移行できる可能性が高いです。ところがですね、横浜市の場合は新設じゃなくて既設の墓地を継承する場合も新設と同じような手続きが求められるものが多い、つまりハードルが高いということなのです。その具体的な内容を見ていきますね。1 枚めくってください。横浜市の条例

による手続きはですね、ちょっと紛争がある場合はいろいろややこしくなるのですが、順調に行った場合はこういうのが必要になります。一つ目はこれが結構厳しいのですが、財務状況の事前審査というのを行ないます。要するにこの法人はきちんとこの墓地を永続的に経営できるか、安定的に経営できるかという点を、今財務がどうなっているか、今後の収支の予測はどうか、その裏付けはどうか、いろんなお金の面のチェックが入るのです。これが、審査会と言って横浜市の中でこういうのを専門に検討する審査会というのがあったりしますから、そのチェックはかなり厳しくなる。新設の場合はですね、これがすごく大変な手続きなのですね。ただ今回は既設のものを引き継ぐという形ですのでここでどういう審査が行なわれるか、この辺はまだ不透明な部分が残ります。この事前審査をクリアしますと今度ここで標識を設置する、この墓地経営を今度新しく新しい財団法人がやっていきますよという案内をするのですね。それは何のためかという、近隣への計画説明につなげるためになります。これがまた大変なのですが、近隣の方に、ここでこういう墓地をやります、もうあるのですけども、あるんだけど改めてですね、計画を説明しないとイケない。この計画説明をして 30 日以内に誰も紛争の申し立てをしなければ、ようやく許可の申請ができるようになります。許可の申請があるとその内容を 30 日の間に横浜市がチェックをして、最終的に問題がなければ許可の決定が出る、こういう手続きが今話ただけでも面倒くさい感じがしますよね。主にこのお金のチェックと近隣の計画説明、これが大きなハードルになるところです。

1 枚めくってください。さて、今の手続きに関して、一つは順調に引き継いでほしいのでできるだけ守る会としては協力したいという話があります。ですから横浜市に対しては、あまりうるさいことは言わずにできるだけ早く移行できるようにしてほしいという要望を出す、順調に行っている場合はそういう意見を出していきます。他方で本当にこっちの思いどおりになるか分からない部分もあります、そういうところもありますので、基本的なスタンスとしてはですね、今回の過ちを繰り返さないように、適切な経営基盤の確立を求めつつ、財務状況の審査に関連してきちんと意見を出していくことになります。どういうことを言おうとしているかという、管理料値上げしなくたってきちんと経営が成り立つように財務、今後の予算、きちんと組んでいってほしい、あるいは違反箇所とか危険地いっぱいありますけれども、一気にこれをやるというのは難しいでしょうけど無理のない計画を立ててですね、その中で建墓者に負担を掛けないように是正していくような措置、そういうのをきちっと組み立ててほしい、そういったお金の話に関連して、守る会の基本的な立場の話はしていくことになると思います。それから先ほど神奈川県で財団法人のところでも出ましたが、基本的にはきちんとした経営をやっていく墓地の永続性というのをね、保つためにもやはり我々の求めているようなきちんとした形の法人が中身をね、きちんと担保できるような形で進めていく、そういったところを、この横浜市の手続きの中でも我々のほうは意見を言っていく。仮に我々の言うことをきちんと尊重しないような場合には、いや横浜市さん、ちょっと清算人をきちんと厳しくチェック、手続きをね、もっと厳密に見てください、なんていうふうにはけん制する可能性もあります。だから我々はフリーハンドでね、清算人の動きについていくわけじゃなくて、こういった横浜市だとか神奈川県の手続きの中できちんとけん制していくということが可能になるかと思って。もう 1 枚。もう終わりだっけ。はい。

一応以上が流れになりますが大事な点はですね、主に財団を作っていく、その法人を作っていくという手続きと、それからお墓の引き継ぎ、こういった手続きが二つ必要になります。これを、今清算人のほうではこういったことを含めて来年春、ここまでに一通り終わらせようと、こういう計画を立てています。我々の立場はシンプルに、きちんとした理念、基準、中身を伴っているのであれば後押しをきちっとします。行政に対しても後押しをします。ただ我々の、建墓者の立場を、やはりきちんと尊重しないような場合には行政を含めていろんな手続を、我々の意見をきちんと反映させるようにまた意見を繰り返し述べていくことになります。そういった二つのやり方で、今後の手続きをできるだけ迅速に、そして皆さんの立場に寄り添ったものにしていくということを願っていくということです。一応複雑な話になりましたけれども、最後に申し上げた点が重要な点ですので是非ご

留意ください。私のほうからの説明はこれで終わります。どうもありがとうございました。・高森副代表

活動報告（まとめ）： 省略（議案書参照）

・質疑応答

①小林議長

質問にうつりたいと思います。どなたかご質問の方は手を上げてください。

・MK氏

横浜第1霊園のMKでございます。この1年皆様のご努力で進みまして本当にお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。鹿児島と清水で見通しが立ってきたということで、私がちょっとお聞きしたいのは2ページの項目の2番ですね、先ほどから受け皿法人に渡すのには財政状態の何と言いますか、見通しが大事だというような話もあったかと思いますが、ここで2番のところで墓地管理料、これが清水とか鹿児島が離れて横浜あるいは三浦、この収入がどの程度変わって収益と言いますか支出との差がどんなくらいの見通しになっていくのかなという、そこが一つの大きなまたこれから進める見通しとして重要な部分になるかなと思いますので、今概算で分かる範囲で構わないのですが、その点何かお知らせいただければ有り難いと思っています。

・小林議長

はい。分かりました。佐伯先生、どうですか。よろしくお願いします。

・佐伯代表

昨年、27年度というのが27年の4月1日から28年の3月31日までの霊園の収支計算書と、これは清算人のほうから出ているのですが、それによりますと清水がこの年度ではマイナス計上、60万ちょっとのマイナスになっているのと鹿児島、鹿児島も50万、それぞれマイナスなのですね。ですからその分は引き継がれることによってマイナスがなくなってくる。横浜、三浦は予想以上に黒字になっているというか、先ほどの横浜信金の支払等が発生したということを除けば4500万ぐらいの横浜霊園は黒字計上をしております。管理料だけじゃなくて横浜霊園にしる、三浦霊園もそうなのですが、管理料以外の収入、管理料の収益というのは横浜は6500万、三浦が1200万ぐらいですが、そのほかの名義書換料とかお花とかいろいろもろもろの収益というのがこの管理料を上回っております、横浜で言うと2億2000万の収益が上がっていて、ですから管理料の倍ぐらいになっていますし、三浦はそれほどでもないのですがやはり管理料以上に1900万ぐらいになっていて、この数字から言うと収支は大丈夫かな、切り離しても、切り離すことによってより健全になっていくのかなというふうには思うのですが、これが厳密にこちらのほう検討はしてないんですけどもね、破産になるのを恐れてこういうふうな収支をしたのかもしれないのですが、先ほど黒澤顧問のほうからも話がありましたが新しい受け皿法人になったときは、この辺の財務状況の審査というのがきちっとされますので、そこを通らない、そこを通るということは今後の永続性や継続性に関して問題はなくなると思いますので、今の質問に関して言うと切り離すことによって横浜のほうと三浦のほうの経営のほうは健全化するかなと思えます。

・小林議長

お分かりですか。

・MK氏

ありがとうございます。

②小林議長

ほかにごありますか。はい、どうぞ青の方、お先にどうぞ。お名前と墓地をお願いします。

・OG氏

横浜第1霊園、OGと申します。日頃から大変お世話になっております。ありがとうございます。私のほうからですね、2点ほどちょっとお聞きしたいのですが、1点目は今回鹿児島霊園とそれから清水のほうの霊園、2

か所が先行したというか清算完了に近づいているということですね。一方翻って横浜霊園、三浦海岸のほうについてはまだ清算状況にも至っていないというこれは現実なのですけれども、要は鹿児島と清水のほう、こっち側のほうを横浜とか三浦よりも先行して清算人が向こうのほうの清算の関係に入って、比較的スピーディーに清算完了に近づいてきたのか、横浜霊園と三浦が若干こう間が空けてそれから清算の関係について入っていったのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいなと、もし聞いておられましたらそこら辺をちょっとお聞きしたいなというのと、それと今日もお話になりましたけれども渚石材、指定石材業者、もうパンフレットもしょっちゅう来るのですけれども、その度にゴミ箱に入れているのですが、この業者が確か昨年の総会での内容で行きますと、3億円要するに渚石材に対して清算人が債務を負っていると、こういうことでしたよね。これがどうも不確定であるということなのですが、その3億円がどういうふうな形になったのかなというのをお聞きしたいなと思います。以上の2点よろしくお願いたします。

・小林議長

先生のほうでいかがですか。

・佐伯代表

今の質問二つありますが、その鹿児島、清水が先行して横浜霊園のほう、横浜、三浦のほうが遅れている、これはですね、守る会は横浜霊園と三浦海岸墓地だけで組織されていることにはなっておりまして、一番建墓者が多いところであるし深刻でもあるということで、この守る会もできていたということなのですが、清水と鹿児島はお墓の数から言ってもかなり少ないこともあるのと、清水は元々あそこにある冷泉寺というところと一緒にところに墓地があったというふうなことで、そこともめごとがあって、切り離してというのはそういう点でもう早くから考えて清算はしていたと思います。清算人のほうとしては鹿児島、清水と横浜、三浦を切り離して清算終了の手続きをしていて、たまたま鹿児島に関して言うと新生田上霊園というところが、引き継いでくれるご縁があってそこに引き継いでもらったということにはなっていて、それから清水についても今言った冷泉寺のほうの住職の交代によって引き継ぎができるようになったというふうなことがあったのですが、やっぱり規模が小さいのと、やっぱりそのところを切り離すというのはもう前々からの計画ではあって、それがあつたためになかなかこちらの再生がうまく行かないというふうなことのようではあったと思うのですね。前回か前々回にも受け皿に引き継げという話を清算人にしたときに、鹿児島、清水が解決しないとなかなかこちらに入れたいというか、四つ全部を引き継いでもらうところはないので、どうしてもそこ二つを先に引き継がせておいてこの本体の、本体というか横浜と三浦を引き継ぐところを決めたい、それはどうも清算人のほうの方針としては前からあったし、我々もそれはそれで結構だから鹿児島とできるところはもう早くやって、それを理由にしてこっちを遅らせるのは困るよというふうな話はしていたものですから、そういう点で鹿児島、清水を先行させて解決した。決してこっちをないがしろにしていたというわけではないのだろうと思うのですが、確かに清算人のほうとしては受け皿を決めるについてほとんどこれはもう平成18年頃から受け皿の話ってこれ最初から出ていたくらいですよ、裁判所からも言われていたのですが、ずっとやってきてなかったというのは実際のところそうだった。それは借金の問題や何かを理由にしたり、あるいは今の鹿児島、清水のことを理由にしたりはしてきたのですが、そこがもうなくなったので一気に今回こちらのほうの解決も早まった、要するに遅らせる口実がなくなったというふうな意味では鹿児島、清水が解決したということになっている。だから決してこちらだけを置いていたというわけではないのですが、実態としてはそういうことだろうというふうには思っております。

渚石材の関係で言うと、確かに私も建墓者の一人で渚石材からしょっちゅうお墓の掃除をしないとかいろいろ言ってきたもう鬱陶しくてしょうがないし、今日来られているかどうか分からないのですが、あそこが相変わらず指定業者というふうなことで高い料金で建墓しなきゃいけない、墓石を建てなきゃいけないとか修理をしなきゃいけないということになって、何とかならないかというのが昔から出てきているのですが、今ちょっと変化

が出てきているのは、渚石材に頼むと最初は大変高い、それを守る会から申し入れをして二階堂事務局長のほうに渚じゃないところでやるよと言うと、ついこの間は3分の1くらいの値段に下がっちゃってそれでやった例ということがあるのですが。今回新しい法人になるについては先ほど小花顧問からも話がありましたけれども、指名業者は作らないという方針です。ということは渚石材を切るということですね。だから渚は今まで日本墓園とのかかわりあるところはもう切るという、石屋も含めて切るよということで基本的には清算人のほうは考えているだろうし、我々のほうもそうしろということですので、今後は新しい受け皿について渚石材は入らない。ということになるとどうか、渚石材の債務というのは、渚石材がこの横浜霊園の指定業者を受けることによって保証金というのを入れているのだとこう言っているのですね。その保証金が3億。じゃあ今度の新しい受け皿法人と関係が切れ日本墓園から撤退するということになると、この保証金というのは預けていたものだからそれを返せということになろうかなということなのです。保証金の中身もまあ以前のこの総会でも話しましたが非常に怪しい、その平成9年にごたごたあった頃に付け替えをしたような保証金で、我々のほうとしては納得できない、先ほど高森副代表も言っていますが、これ3億円の中身を本当に追及していくと実際はないのではないかとってはおりますけれども、ここで渚を切って新しいところがその3億円の負債を払ってでも経営をしていくということになれば、それ以上のことはこちら言うつもりはないですけれども、3億円は返すことにはなるだろうというふうに、新しい受け皿法人が債務として清算することにはなるだろうと思います。その結果、石材店としては入らないということになろうかなと思います。

・OG氏

⇒決定事項ではないということですよね。これから清算終了に向けての中での話という形になりますね。そうするとすみません、指定業者渚石材からパンフレットいろいろ来てもそれは無視してしまって、外部の石材屋を入れると、外部の石材、例えば私が墓地をね、改修するという場合その外部の石材店に頼んでも別に構わないということですよ。

・佐伯代表

新しく受け皿が決まってそちらのほうに移行した場合は、そうなります。

・OG氏

現行ではちょっと難しいという。

・佐伯代表

まず今のところ清算手続きの中で管理規約がそのまま生きているというのが今清算人の考えなのですね。管理規約の中には指定業者にしなきゃいけないという規定が入っているのですね。ですからなかなかそのほかの業者を入れてやるよと言っても抵抗はしている。以前1回、21年か22、3年のときに2件やったのですけどね、私のほう。今の清算人の代理人はいいよとか言っているのですがやっぱりまだ清算、渚石材のほうを通してやってくれという方針は変わってないようです。ただ料金を安くするということで何か方針、渚石材にやらせるけれども、渚石材の料金を大幅に下げさせてそれで工事をさせているというのが現状のようです。

・小林議長

お分かりですかね、大体。

・OG氏

分かりました。ありがとうございました。

③小林議長

もう一人だけで、ちょっと時間が迫っていますので、どうぞ。

・KT氏

横浜第2霊園のKTです。かねてですね、役員の方々がいろいろご苦労された墓地のですね、危険箇所だとか

いろいろご苦労されておりましたよね。あの問題は全部もう解決されたのでしょうか。

・黒澤顧問

はい。危険個所については基本的にそのまままだ是正されていけませんので、今後解消すべき問題として残っています。ただ要するに清算が終わる前に全部終わらせなきゃいけないのかという議論と、いや、もう受け皿に引き継いであとは受け皿法人が時間を掛けてやっていくかという問題で、今はもう一旦新しい法人に引き継いでそこが計画立ててその中で是正していく、こういう形で解消しようと、こういう方向性になっています。

・K T氏

分かりました。

④小林議長

もうお一人方どうぞ。

・I S氏

横浜第2のI Sと申します。先ほどの続きになるのですけれども、清算人が、2年ほど、2、3年前に再生計画というか、ああいうことで皆さんに通知が来て、訳も分からないで来たもので、守る会のほうからもそういうご説明がなかったものでみんな不安に思ったと思うのです。それで結構参加した人も多かったわけで、そのあと守る会の総会でまあいろいろとご説明いただいて内容が分かったというふうな次第でございます、経緯といたしましては。それで今何をご質問したいかと言いますのは、今後これだけ話が煮詰まってきて定期総会は年1回ですからその前後とかにですね、清算人のほうからこういうふうな法人を作ってこういうふうにするというふうな通知だとか、賛否を求めてくるとか、墓地を守る会の会員は2000名強ですから少なくとも2万人という方が建墓者になっているわけですから、そういう連絡方法というのが清算人から直接我々のほうに来るということもあり得るということかどうかなのです。

・黒澤顧問

はい。お答えいたします。清算人のほうではですね、今の新しい財団への引き継ぎ等について、最終的には建墓者の皆さんに説明会を実施するという意向を持っているという話があります。これは当然引き継ぐに当たって必要なことになります。それが皆さんのほうに通知をいつどう出すかなんていう話は今やっているいろんな手続の中でまず守る会が情報を入手することになると思います。その上で守る会として適切に情報を発信する、あるいは何かこう機会を設けるのかとか、その辺はまた検討していくことになります。いずれにしろ皆さんの不安がないように事前にきちっとお知らせしていくということは、その清算人の説明会の前に実施していきたいということになりますね。

・I S氏

はい。ありがとうございます。

・小林議長

とお一人の質問は、先生。

・佐伯代表

鹿児島の方が本来は4月で終わって5月には引継ぎが済む、登記ができないので、墓地の移転登記ができないのでちょっと手間取っているのですがこれが、それと同じようなことになるのですけれども、鹿児島の例を取ると引き継ぐところの霊園が決まって、もうそことの間で契約、契約というかが成立した段階で、二者で、というか日本墓園のほうとその引き継ぐところが建墓者に対して説明をして了解を得るという手続きを踏んでいるようです。全部了解をしてもらわないと、契約の承継をそのままの関係で、引き継ぐところの説明、引き継ぐところとそれから引き継がせるところの説明を建墓者にしなきゃいけない、それを計画はしているということなので、公益財団法人が設立され、認可されて引き継ぎができるようになった段階での全員に清算人とそれから引

き継ぐ側の説明会、両者からの説明会というのが開催されると思います。それは我々のほうとしても、事前に皆さん方のほうに何らかの形でお知らせするというふうなことにはなるかと思っています。

⑤小林議長

よろしいですか。じゃあ。

・MK氏

第1墓園のMKと申します。さっきお話を承った中で清算人さんがいよいよ引き継ぎの決心をしたということですが、いわゆる清算された債務がこの間の信用金庫との例で4億1000万に変わったと、確定だということと、それから渚石材ですか、あれ3億確定したということによって負債の総額は一応確定したことになるのでしょうか。これ貸借対照表、または財産目録にそういうふうに変ったことによって、確定したということによって、新しい法人に移行できるということだろうとは思いますが、もし決算書の中に管財人さんは、清算人さんはそういうふうに帳面上計上するということなのかとは思いますが、もし決算書をご覧になってご確認できたらありがたいと思うのですが。

・佐伯代表

渚石材に関してはずっと決算書に載せています。3億載せている、それはけしからんとは言っているのですが載っております。信用金庫についても確定しておりますので、これは金額として4億1000万ということは確定し、それから支払方法も450万ということで確定した形になっているのです。新しい法人に引き継ぐということまでどうも約束しているようです。ですからその辺の債務も含めて、今度横浜市のほうで新しい法人が引き継ぐについて財務状況大丈夫かということ調べるということになります。

・MK氏 そうすると造成、違法造成の問題でやらなきゃいけないことは、負の隠れたる負債としてそのまま引き継がれるという、あとで検討するということですね。

・佐伯代表

そうです。危険箇所の工事費用というのは6億1000万、6億かな、くらいでこれも一応横浜市との間では確定していることなのですね。ですからこれは隠れたというか将来発生する債務ということになってくるので、先ほど黒澤顧問が言いましたようにこれが公益財団法人のほうで引き継いでいつやるか、いつまでにやるということはあんまり明確になっておりませんので、それは財務状況によって5年越しでやっていくのかどうかというふうなことになるかなというふうには思っております。

・小林議長

：よろしいですか。

・MK氏 分かりました。多分いわゆる予算書ですか、向こう何か年間の予算書を提出しなきゃいかんだろうと思うのですが、それで十分できるだろうと思います。ありがとうございます。

⑥小林議長

はい。ちょっとお時間が迫っていますが、どうしてもという方はもう一人ぐらいですが。はい。

・HU氏 時間迫っているところ。いつもありがとうございます。私、第2のHUと言いますが、今最後のほうのお話を伺っていて一つだけちらっとこう疑問にわいたことの確認だけさせてください。この先、今の清算法人から全建墓者に手続きが進んでいる段階で何らかの説明会のようなものが案内されるであろう、そのときに多分裁判所その他一緒にかかわっていただいているのしょうから、単独で清算人だけが全建墓者に何らかの判断を求めるというようなことはないだろうとは思いますが、もしもあったとしたら私たち2000人の団体、全建墓者2万何千人じゃないですか。もしもみんなが出てきたら数では絶対負けちゃうので、そこで多少齟齬をきたすような判断を求められるようなことは今後考えておく必要はないでしょうか。そこだけ。

・黒澤顧問

はい。お答えいたします。まだどういう形の説明会になるかというのは清算人が考えているところ、新財団法人が考えているところははっきり分かりませんが、恐らくこういうことがやられるだろうという意味でいくと、要するに皆さんと日本墓園が元々契約していたものを新しい法人に契約を切り換える手続きになりますので、そういった中で皆さんにその事前の説明がまずあるだろうということ。恐らく判断は通常その場で迫ることはないと思いますので、通常の手続きでいくと単に説明を行なって判断はその後だと思います。ただ仮にその説明会の中で何らかの判断というか同意というかを求められるようなことがあるとすれば、それは我々のほうで清算人と事前に説明会の内容については詰めておくので、不意打ちのようにそういう変なことが行なわれることはまずないと思われます。我々のほうでは清算人と説明会のあり方も含めて内容について、少し精査してから皆さんにアナウンスをして、そこで今言った不測の事態がないように備えていくというふうにしていきたいとは思っています。

・小林議長

ありがとうございました。よろしいですか。

・HU氏

ありがとうございます。

(28年度活動報告について拍手・承認)

[休 憩]

2) 28年度会計報告： 省略(議案書参照)

3) 28年度会計監査報告： 省略(議案書参照)

(上記2)、3)について拍手・承認)

4) 29年度活動計画： 省略(議案書参照)

5) 29年度会計予算： 省略(議案書参照)

(上記4)、5)について拍手・承認)

6) 29年度役員選出： 省略(議案書参照)

(拍手・承認)

5. その他

1) 大会決議： 省略(議案書参照)

(拍手・承認) ホームページ紹介： 省略

6. 議長解任： 省略

7. 閉会挨拶： 省略

以上